

し		事業報告書	
医療法人整理番号		A34	
報告期間	自	令和5年4月1日	
	至	令和6年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	社会医療法人峰和会	
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	社会医療法人	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	三重県	
	市区町村	鈴鹿市	
	町名・番地	国府町字保子里112番地の1	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	昭和50年3月25日	
(4)	設立登記年月日	昭和50年3月26日	
(5)	理事長の氏名	荒木	
	姓	名	
	名	朋浩	
	役員及び評議員の人数	13	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
(9)	その他	記載はこちら	

分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

理事長を含む人数を記載すること。

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書

[illegible]

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	荒木	朋浩	鈴鹿回生病院副院長
理事	加藤	公	鈴鹿回生病院附属クリニック院長
理事	岡	宏次	鈴鹿回生病院院長
理事	長谷川	静生	亀山回生病院院長
理事	馬場	優	長島回生病院院長
理事	富田	隆	鈴鹿回生病院統括診療部長
理事	森本	保	介護老人保健施設輝施設長
理事	斎藤	誉宏	鈴鹿回生病院副院長
理事	森田	哲正	鈴鹿回生病院副院長
理事	横田	和美	鈴鹿回生病院看護部長
理事	西村	清之	鈴鹿回生病院事務長
監事	室木	徹亮	三重綜合法律事務所弁護士
監事	亀井	秀樹	鈴鹿市社会福祉協議会会長

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

- 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(9) その他

[illegible]

添付書類 3-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定（有・無）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間						日数	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
通算日数						日	

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

醫師派遣明細表

[illegible]

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定 （ 有 ・ 無 ）
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療場所）	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間						日数	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
通算日数						日	

※ 「延べ診療日数」の合計欄は、53 人以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載すること。

添付資料？

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

巡回診療明細表

[illegible]

	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
	日間		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和○年○月○日」、診療期間は「令和○年○月○日～令和○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 3-3 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

診 療 所 名	
診療所の所在地	
管轄保健所名	

[へき地診療所診療日数]

診療日数 (年間)	病院等への救急搬送対応状況		
	搬送件数	搬送手段	搬 送 先
日間	件		

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。

添付資料

- へき地診療所診療日明細表

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間						日数	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
年	月	日～	年	月	日	日	
通算日数						日	

※ 「診療日数（年間）」は、209 日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、 $(209 - \text{国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数})$ 日以上であること。（休業した日数が 1 月あたり 17 日を超える場合は、その月については当該日数を 17 日として計算することとする。）

へき地診療所診療日明細表

[illegible]

		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
		日間	人		人
合 計	—	日間	—	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和〇年〇月〇日」、診療期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 診療時間は「午前〇〇時から午後〇〇時まで」のように記載すること。
- 診療日数は診療時間の長短にかかわらず、診療を行った日数を記載すること。
- 受診可能診療科目は当該へき地診療所において実際に受診できる診療科目を全て記載すること。

添付書類 3 - 4 (へき地医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。
- (純増 日間) には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表（へき地医療拠点病院→へき地診療所）

[illegible]

	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
合 計	—	—	—	人日 (純増 人日)	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 3-5 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、(106－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数) 人以上であること。(派遣を行うことができなかった日数が1 月あたり9 日を超える場合は、その月については当該日数を9 日として計算することとする。)

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

[illegible]

	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名 (診療場所)	診療日数 (うち、純増日数)	診療医師数	延べ診療日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合 計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

[国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日

	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「令和○年○月○日」、診療期間は「令和○年○月○日～令和○年○月○日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

8 医療用器械備品の明細

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
【超音波診断装置】					
超音波診断装置	フルデジタル超音波診断装置	1	920,003	自用	外来
超音波診断装置	アロカ 超音波診断装置	1	546,099	自用	外来
超音波画像診断装置	ソナイト NanoMaxx	1	2,940,000	自用	外来
超音波手術装置	ソノヘット	1	4,968,000	自用	外来
超音波画像診断装置	LOGIQ S8 Xdclear2.0+	1	10,890,000	自用	外来
汎用超音波画像診断装置	LOGIQ P10 R4	1	2,900,000	自用	外来
超音波診断装置	HS-1	1	6,050,000	自用	外来
汎用超音波画像診断装置	LOGIQ P10	1	3,828,000	自用	外来
超音波画像診断・眼軸長・角膜厚測定装置	UD-800一式	1	3,559,000	自用	外来
【検査機器】					
心臓カテーテル検査装置	ホリグラフシステム	1	4,216,925	自用	検査室
顕微鏡	デジタルカメラDP73付落射蛍光	1	2,079,493	自用	検査室
大腸ビデオスコープ	大腸ビデオスコープ	1	1,895,250	自用	内視鏡
上部消化管汎用ビデオスコープ	上部消化管汎用ビデオスコープ	1	1,795,500	自用	内視鏡
眼底カメラ一式	無散瞳眼底カメラ一式	1	1,312,500	自用	外来診察室
脳波計	デジタル脳波計	1	1,165,054	自用	検査室
電子内視鏡システム	電子内視鏡システム	1	1,133,809	自用	内視鏡
ヘモデクト	NS-Plus C	1	1,077,148	自用	検査室
喉頭ファイバースコープ	オリンパス LF-DP	1	829,117	自用	外来診察室
自動細菌検査装置	自動細菌検査装置	2	819,317	自用	検査室
睡眠ホリグラフ・測定記録自動解析装置	睡眠ホリグラフ・測定記録自動解析装置	1	633,927	自用	外来診察室
浸透圧分析装置	浸透圧分析装置	1	620,739	自用	検査室
総合肺機能検査システム	CHESTAC-8800型	1	620,436	自用	検査室
アダプスグルコース	GA-1171 DOM	1	537,610	自用	検査室
全自動輸血検査装置	ID-GelStatuon	1	500,000	自用	検査室
腹腔鏡システム	オリンパス OTV-S190 他	1	18,239,040	自用	検査室
心電計一式	解析付心電計 FCP-8800	1	1,506,600	自用	検査室
解説付心電図	FCP-8800	1	1,501,000	自用	検査室
システム生物顕微鏡	BX-53-44	1	1,080,000	自用	検査室
凍結組織切片作成装置	POLAR-D	1	4,104,000	自用	検査室
眼球運動検査器	VOR-2	1	2,624,000	自用	外来診察室
内視鏡用炭酸ガス送気装置	UCR(オリンパス)	1	1,101,000	自用	内視鏡
血液浄化装置	ACH-Σ(マルチ)	1	5,940,000	自用	検査室
内視鏡画像参照システム	NX-Client	1	6,600,000	自用	内視鏡
PCR検査機	アボットIDNOW	1	1,381,000	自用	検査室
全自動遺伝子解析装置	ミュータスワコー gl	1	6,179,000	自用	検査室
新型コロナウイルス感染症 迅速検査システム	IDNOW インストルメント	1	1,072,000	自用	検査室
心電図・呼吸送信機	LX-8300	14	4,873,000	自用	検査室
心臓カテーテル用検査装置	ホリグラフシステム FCL-2000	1	6,380,000	自用	アンギオ室
脳波データ	BEG-1260	1	1,856,000	自用	病棟
生理検査データ管理システム	MBF-1000	1	18,700,000	自用	病棟
てんかん検査用機器類	脳波形 BEG-1260 他	1	33,550,000	自用	病棟
ENT顕微鏡 ファーストスコープ	07型 LED光源	1	1,375,000	自用	内視鏡
麻酔システム エイシス	CS2 Pro EtC	1	11,000,000	自用	手術室
【手術用医療機器】					
関節鏡手術システム	関節鏡手術システム	1	10,621,407	自用	手術室
手術用ナビゲーション	ステルスステーションクラニアル	1	1,329,450	自用	手術室
超音波ガストロビデオスコープ	超音波ガストロビデオスコープ	1	8,209,688	自用	手術室
手術用顕微鏡	手術用顕微鏡	1	8,137,041	自用	手術室
手術室モニタリングシステム	手術室モニタリングシステム	1	5,059,725	自用	手術室
プラズマガス滅菌器	プラズマガス滅菌器	1	4,550,000	自用	手術室
手術用ドリル	パワープロIIシステム	1	2,323,583	自用	手術室
密閉式自動固定包埋装置	密閉式自動固定包埋装置	1	987,247	自用	手術室
関節鏡システム	関節鏡システム	1	950,443	自用	手術室
全身麻酔装置	エスパイア 7900pro	1	875,495	自用	手術室
脳神経外科用顕微鏡システム	脳神経外科用顕微鏡システム	1	855,135	自用	手術室
頭部固定装置	メインフィールド'頭部固定装置	1	670,320	自用	手術室
滅菌装置	高圧蒸気滅菌装置	1	664,565	自用	手術室
膝関節測定器	ニーラックス3	1	651,060	自用	手術室

品名	規格	数量	単価	自用・借用	用途の区分
関節鏡診断装置 一式	アースレックス	1	9,180,000	自用	手術室
炭酸ガスレーザー	レザウインII	1	2,300,000	自用	手術室
高周波手術装置	VIO/APC3	1	8,208,000	自用	手術室
内視鏡機器(泌尿器科)	OLYMPUS VESERA ELITE II	1	17,010,000	自用	手術室
手術用エアータンケット(止血帯)一式	DSマレフ 電動デジタル エアータンケット一式	1	1,133,000	自用	手術室
LED无影灯	スカイルックスIXM CJリブラ	2	8,734,000	自用	手術室
胆道ビデオスコープ	CHF-V2	1	2,992,000	自用	手術室
下肢靱帯撮影装置	TL01-BAT-M	1	1,951,000	自用	手術室
関節鏡カメラシステム	パワーシステム	1	10,529,000	自用	手術室
マイダレックス電動式ハンドピース	MR8	1	1,100,000	自用	手術室
【監視モニター】					
中央監視装置	セントラルモニター	1	1,144,232	自用	外来診察室
レジェントコールドモニター一式	レジェントコールドモニター一式	1	776,960	自用	病棟
生体情報モニター	DSC-5700	1	624,609	自用	病棟
セントラルモニター	DSC-8730	1	1,100,000	自用	病棟
ベッドサイドモニター	DS-8100N	1	1,100,000	自用	病棟
生体情報モニター機器	DSC-8430 一式	1	16,280,000	自用	病棟
セントラルモニタ	DS-1712RE	1	2,420,000	自用	病棟
【放射線機器関係】					
超電導磁気共鳴診断装置	1.5T MRI	1	130,663,628	自用	放射線
パイプレン血管撮影装置	Artis zeeB	1	59,111,730	自用	放射線
CT装置	東芝マルチスライスCT装置 64切	1	6,384,001	自用	放射線
PACSシステム機器	PACSシステム機器	1	4,510,166	自用	放射線
X線照準システム	X線照準システム	1	4,055,190	自用	放射線
三次元放射線治療計画システム	三次元放射線治療計画システム	1	3,222,389	自用	放射線
乳房撮影装置	乳房撮影装置	1	2,958,512	自用	放射線
画像サーバー	東芝PACSシステムNAS	1	2,684,001	自用	放射線
X線テレビシステム	Winscope600	1	1,552,001	自用	放射線
循環装置用イメージ	インテンシファイア	1	1,496,710	自用	放射線
遠隔画像診断システム	遠隔画像診断システム	1	1,161,423	自用	放射線
X線透視診断装置	移動型デジタル式汎用X線透視診断装	1	1,069,688	自用	放射線
X線一般撮影装置	EXO-5DR	1	1,024,001	自用	放射線
マンモ用ビューア	MAMMOREAD	1	1,008,014	自用	放射線
乳房X線撮影システム	乳房X線撮影システム	1	975,000	自用	放射線
心臓アンギオ 診断装置	ホルケーノ・ジャパン e5x	1	3,240,000	自用	放射線室
マルチスライスCT装置	シーメンス2管球	1	159,840,000	自用	放射線室
高輝度カラーモニター(読影用モニター)	RADIOFORCE RX240-BK2式	1	1,404,000	自用	放射線室
デジタルX線TVシステム	Raffine	1	16,740,000	自用	放射線室
全身用X線断層撮影装置	GE製CT	1	84,326,000	自用	放射線室
X線撮影システム	CALNEO Smartシステム	1	4,289,000	自用	放射線室
胸部X線撮影システム(健診)	CALNEO Smart S77	1	4,289,000	自用	放射線室
移動式X線透視診断装置	OEC One	1	7,480,000	自用	放射線室
回診用X線撮影装置	島津 MobileArtEvolution	1	3,080,000	自用	放射線室
3T磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	MAGNETOM Skyra fit	1	85,800,000	自用	放射線室
放射線モニタリングシステム	(γ線ガスモニター+付随費用)	1	6,270,000	自用	放射線室
画像診断システム一式	PillCam Note Station	1	1,100,000	自用	放射線室
乳房用X線撮影装置	Senographe Pristina	1	37,290,000	自用	放射線室
X線透視撮影システム	富士デジタル	1	34,650,000	自用	放射線室
血管造影X線診断装置	Azur ion7 B20/15	1	182,000,000	自用	放射線室

様式第六号

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	251,635	280,399	251,635		280,399
退職給付引当金	1,042,896	104,005	165,587		981,314

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

監事監査報告書

社会医療法人 峰和会

理事長 荒木 朋浩 殿

私たちは、社会医療法人峰和会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (5) 業務監査において指摘した事項について、現在取り組みを行っていただいているところですが、早期の実現を希望します。

令和 6 年 6 月 12 日

社会医療法人 峰和会

監事

室木 徹亮



監事

亀井 秀樹



法人名 社会医療法人峰和会
所在地 鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療
鈴鹿回生病院附属クリニック	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 2	
長島回生病院	三重県北牟婁郡紀北町東長島 2 番地	
亀山回生病院	三重県亀山市東御幸町字穴淵 232 番地	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類 1 - 2 (救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	7,397 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		7,397 件
3 会計年度平均		2,466 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		0 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		12 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない 場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 750 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 600 から控除した数	⑤	720 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値 (⑤-⑥×2÷3)	0 件
--	-----

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間						日数	
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
年	月	日	～	年	月	日	日
通算日数						⑥	日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,145 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,145 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,568 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,568 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,684 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	2,684 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	7,397 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所： 三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	鈴鹿回生病院
病院の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	19,831 件	841 件	A 20,672 件
内 時間外加算の算定件数	4,336 件	134 件	① 4,470 件
内 休日加算の算定件数	2,668 件	128 件	② 2,796 件
内 深夜加算の算定件数	2,526 件	38 件	③ 2,564 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			47.6%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表 第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	7, 671 件	557 件	8, 228 件
内 時間外加算の算定件数	1, 297 件	41 件	1, 338 件
内 休日加算の算定件数	763 件	37 件	800 件
内 深夜加算の算定件数	765 件	17 件	782 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6, 188 件	188 件	6, 376 件
内 時間外加算の算定件数	1, 517 件	57 件	1, 574 件
内 休日加算の算定件数	965 件	56 件	1, 021 件
内 深夜加算の算定件数	845 件	15 件	860 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5, 972 件	96 件	6, 068 件
内 時間外加算の算定件数	1, 522 件	36 件	1, 558 件
内 休日加算の算定件数	940 件	35 件	975 件
内 深夜加算の算定件数	916 件	6 件	922 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	19, 831 件	841 件	20, 672 件
内 時間外加算の算定件数	4, 336 件	134 件	4, 470 件
内 休日加算の算定件数	2, 668 件	128 件	2, 796 件
内 深夜加算の算定件数	2, 526 件	38 件	2, 564 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

2 業務の用に供する財産の明細

区分	施設名(事業名)	合計	鈴鹿回生病院	居宅 鈴鹿回生病院	鈴鹿回生病院 附属クリニック	亀山回生病院	長島回生病院	デイサービス 陽だまりの家	介護老人保健施設 輝	居宅 輝
流動資産		1,782,339,677	1,351,310,206	1,067,240	176,536,453	91,935,642	95,956,200	4,689,938	59,953,168	890,830
事業未収金		1,614,710,490	1,204,722,063	1,067,240	171,689,600	87,925,791	86,868,070	4,322,888	57,227,678	887,160
たな卸資産		134,093,419	112,887,575		5,875,853	4,277,243	8,921,393	0	2,131,355	0
前渡金		845,954	615,330		0	51,420	51,550	26,410	92,574	8,670
前払費用		12,049,273	10,112,512		0	154,000	572,810	365,640	844,311	0
その他の流動資産		30,930,541	30,817,726		0	49,188	63,377	0	250	0
貸倒引当金		-10,290,000	-7,845,000		-1,029,000	-522,000	-521,000	-25,000	-343,000	-5,000
固定資産		5,610,987,345	4,447,991,464	0	118,352,005	319,415,861	240,746,173	1,541,007	482,940,334	1
有形固定資産		5,524,474,306	4,371,632,148	0	115,961,338	318,406,390	237,154,785	7	481,319,637	1
建物		3,442,254,347	2,690,736,423		94,293,631	126,991,147	173,885,918	0	356,347,228	0
構築物		31,062,980	26,641,021		0	1,102,144	3,187,117	0	132,698	0
医療用器械備品		410,481,942	383,868,583		17,277,977	4,326,427	4,723,305	0	285,650	0
その他の器械備品		148,690,477	115,604,525		4,327,764	11,117,467	5,988,842	4	11,681,875	0
車両及び船舶		4,670,864	2,434,143		0	5	1,441,702	3	795,010	1
土地		1,476,593,877	1,148,984,265		0	174,253,500	45,793,333	0	107,562,779	0
その他の有形固定資産		10,719,819	3,363,188		61,966	615,700	2,164,568	0	4,514,397	0
無形固定資産		79,105,571	70,621,478	0	2,390,667	1,009,471	3,591,388	66,200	1,426,367	0
借地権		796,400	796,400		0	0	0	0	0	0
ソフトウエア		75,273,792	69,072,287		2,390,667	1,009,471	1,375,000	0	1,426,367	0
その他の無形固定資産		3,035,379	752,791		0	0	2,216,388	66,200	0	0
その他の資産		7,407,468	5,737,838	0	0	0	0	1,474,800	194,830	0
長期前払費用		4,878,418	4,683,588		0	0	0	0	194,830	0
その他の固定資産		2,529,050	1,054,250		0	0	0	1,474,800	0	0
資産合計		⑤ 7,393,327,022	5,799,301,670	1,067,240	294,888,458	411,351,503	336,702,373	6,230,945	542,894,002	890,831

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	馬場 優	社員・理事	職員寮	平成 16 年 9 月 1 日	15,000 円
そ の 他	なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
荒木朋浩	鈴鹿回生病院 副院長	平成 15 年 9 月 1 日	常勤	理事長 社員	①有 ・ 無
加藤 公	鈴鹿回生病院附属 クリニック 院長	平成 15 年 4 月 1 日	常勤	常務理事 社員	①有 ・ 無
長谷川静生	亀山回生病院 院長	昭和 54 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
馬場 優	長島回生病院 院長	平成 16 年 9 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
富田 隆	鈴鹿回生病院 統括診療部長	平成 11 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
森元 保	介護老人保健施 設輝 施設長	平成 28 年 4 月 1 日	常勤	理事 社員	①有 ・ 無
岡 宏次	鈴鹿回生病院 院長	平成 13 年 2 月 1 日	常勤	理事	①有 ・ 無
齋藤誉宏	鈴鹿回生病院 副院長	平成 13 年 1 月 16 日	常勤	理事	①有 ・ 無
森田哲正	鈴鹿回生病院 副院長	平成 12 年 4 月 1 日	常勤	理事	①有 ・ 無
横田和美	鈴鹿回生病院 看護部長	平成 12 年 10 月 1 日	常勤	理事	①有 ・ 無
西村清之	鈴鹿回生病院 事務長	令和 1 年 7 月 8 日	常勤	理事	①有 ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
荒木朋浩	理事長 社員	日本脳神経外科学会	文京区本郷 5-25-16 石川ビル 6階	齊藤延人	なし	評議員
		日本脳卒中学会	千代田区鍛冶町1 丁目 10-4 丸石ビルディング4階	小笠原邦昭	なし	評議員
		日本脳神経外科救急学会	守口市文園町 10-15 別館3階	塩川芳昭	なし	評議員
加藤 公	常務理事 社員	日本臨床スポーツ医学会	中央区新富 2-4-14 新富田所ビル4階	山澤文裕	なし	代議員
		山二磁業株式会社	恵那市山岡町原 1114	加藤公	なし	代表取締役
岡 宏次	理事	日本内科学会東海地方会	名古屋市昭和区 鶴舞町 65	須田隆文	なし	評議員
		日本血液学会	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 518 番地	松村到	なし	評議員
		日本輸血・細胞治療学会東海支部	日進市北新町殿ヶ池上 539 番地	加藤栄史	なし	評議員
齋藤誉宏	理事	みえ循環器・腎疾患ネットワーク	津市江戸橋 2-174 循環器・腎臓内科学内	谷川高士	なし	理事
森田哲正	理事	日本肘関節学会	港区三田 3-13-12 三田MTビル8階	正富隆	なし	代議員
		日本マイクロサージャリー学会	新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムタックスビル内	櫻井裕之	なし	評議員
		中部日本整形外科災害外科学会	京都市上京区寺町通今出川下ル扇町扇ビル4F	松田秀一	なし	代議員

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
亀井秀樹	監事	鈴鹿市社会福祉協議会	鈴鹿市神戸地子町 383-1	亀井秀樹	なし	会長

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

令和 6 年 6 月 25 日

三重県知事 一見 勝之 殿

三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

社会医療法人 峰和会

理事長 荒木 朋浩 印

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	救急医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療

○小児救急医療

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
鈴鹿回生病院	鉄骨造陸屋根 地上7階 + 鉄骨造陸屋根 4階建 附属建物(機械室) 鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	22,469.89㎡	自家	病室	4,367.26㎡
				診察室	1,172.89㎡
				検査室	767.55㎡
				放射線室	1,060.52㎡
				手術室	993.20㎡
				分娩室	107.19㎡
				薬局	260.23㎡
				リハビリテーション	473.40㎡
				中央材料室	32.44㎡
				厨房	478.51㎡
				その他	12,756.70㎡
鈴鹿回生病院 附属クリニック	鉄骨造陸屋根 メッキ鋼板葺 平屋建	2,238.56㎡	自家	診察室	468.87㎡
				検査室	39.11㎡
				放射線室	83.93㎡
				リハビリテーション	64.13㎡
				処置室	229㎡
				その他	1,353.22㎡
亀山回生病院	鉄筋コンクリート ・鉄骨造陸屋根 4階建 附属建物	2,525.82㎡	自家	病室	588.78㎡
				診察室	35.38㎡
				処置室	28.35㎡
				検査室	11.34㎡
				放射線室	24.04㎡
				機能訓練室	167.94㎡
				調剤室	3.82㎡
				手術室	32.27㎡
				厨房室	53.98㎡
				その他	1,579.92㎡
長島回生病院	鉄筋コンクリート 3階	2,072.70㎡	自家	病室	598.02㎡
				診察室	92.84㎡
				処置室	40.58㎡
				検査室	24.08㎡
				レントゲン	104.73㎡
				機能訓練室	150.96㎡
				薬局	45.31㎡
				厨房	70㎡
				その他	945.73㎡
長島回生病院 「管理棟」	鉄骨造2階建	298.31㎡	借家		
				その他	298.31㎡
陽だまりの家	鉄筋コンクリート造 地上2階建	180.25㎡	借家		
				その他	180.25㎡
介護老人保健施設 「輝」	鉄骨造陸屋根 3階建	3,471.56㎡	自家	居室	1,036.40㎡
				診察室	17.10㎡
				薬局	15.90㎡
				機能訓練室	63.80㎡
				通所リハビリ室	64.10㎡
				厨房	110.90㎡
				その他	2,163㎡
鈴鹿回生病院 託児所	鉄骨造	166.50㎡	自家	保育室	105.37㎡
				乳児室	19.13㎡
				その他	42.00㎡
鈴鹿回生病院 看護師寮	鉄骨造陸屋根 3階建	682.62㎡	自家		
				その他	682.62㎡

7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
長島回生病院 院宅	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき2階建	274.41㎡	自家		
				その他	274.41㎡
長島回生病院 院宅 (病院前)	木造瓦葺高床式 平屋建	188.47㎡	自家		
				その他	188.47㎡
介護老人保健施設 「輝」 職員寮	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	176.21㎡	自家		
				その他	176.21㎡
居宅 (輝前)	木造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平屋建	164.60㎡	自家		
				その他	144.70㎡

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名

住 所：

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	11 人	0 人	0%	0 人	0%
監 事	2 人			0 人	0%
社 員	6 人	0 人	0%		
評議員	0 人	0 人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	役員報酬規定に基づいて支給している
監 事	役員報酬規定に基づいて支給している
評議員	

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	医師用社宅を借上げ住宅管理規定により利用可能	有 ・ ④無
金銭の貸付け	なし	有 ・ ④無
資産の譲渡	なし	有 ・ ④無
給与の支給	給与規定に基づき支給	有 ・ ④無
役員等の選任	役員は、定款第29条の規定により選出	有 ・ ④無
その他財産の運用 及び事業の運営	なし	有 ・ ④無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	10,541,577,156 円
B 純資産の額	3,126,570,112 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	29.7%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	7,393,327,022 円
イ 本来業務の用に供する財産	7,385,138,006 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	8,189,016 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	935,030,289 円
F 事業費用の額	9,978,784,931 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号子）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	三十三フィナンシャルグループ 28,910 株	有 ・ 無
出 資	紀北信用金庫 1,200 口	有 ・ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ 無
組合契約	なし	有 ・ 無
信 託	なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ・当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ニ イから八までに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イから八までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イから八までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イから八までに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イから八までに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ、減価償却引当特定預金」欄

イから八までに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人峰和会 理事長 荒木朋浩

住 所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A/B
鈴鹿回生病院	7,411,101,741	7,446,935,328	99.5%
鈴鹿回生病院附属クリニック	757,714,437	747,714,437	100.0%
亀山回生病院	510,275,649	510,593,989	99.9%
長島回生病院	626,183,871	627,868,671	99.7
介護老人保健施設 輝	427,581,145	427,583,534	100.0%
鈴鹿回生病院居宅介護支援事業所	0	9,520,984	0.0%
陽だまりの家	0	36,563,549	0.0%
居宅介護支援事業所 輝	0	3,791,646	0.0%
合 計	① 9,732,856,843	② 9,820,572,138	99.1%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
鈴鹿回生病院	社会保険診療	6,002,780,656	568,845,626	6,571,626,282	89.2%
	労災保険診療	210,354,662	0	210,354,662	2.9%
	健康診査	203,718,454	120,487,480	324,205,934	4.4%
	予防接種	400,217	341,300	741,517	0.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	154,616,539	104,973,844	259,590,383	3.5%
	計	6,571,870,528	794,648,250	7,366,518,778	100.0%
鈴鹿回生病院 附属クリニック	社会保険診療	947,906,327	235,919,817	1,183,826,144	96.5%
	労災保険診療	14,960,236	0	1,496,236	1.2%
	健康診査	4,451,168	0	4,451,168	0.4%
	予防接種	4,497,192	1,920,250	6,417,442	0.5%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	15,829,491	886,971	16,716,462	1.4%
	計	1,010,891,007	238,727,038	1,226,371,452	100.0%
鈴鹿回生病院 居宅介護支援事業所	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	6,346,589	0	6,346,589	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
	計	6,346,589	0	6,346,589	100.0%
長島回生病院	社会保険診療	551,785,738	52,336,067	604,121,805	95.9%
	労災保険診療	21,644	0	21,644	0.0%
	健康診査	1,263,097	1,390,645	2,653,742	0.4%
	予防接種	2,932,547	804,000	3,736,547	0.6%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	10,779,930	8,851,125	19,631,055	3.1%
	計	566,782,956	63,381,837	630,164,793	100.0%

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
陽だまりの家	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	23,965,307	4,910,081	28,875,388	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
	計	23,965,307	4,910,081	28,875,388	100.0%
亀山回生病院	社会保険診療	409,090,506	45,422,501	454,513,007	89.3%
	労災保険診療				
	健康診査	46,952	797,385	844,337	0.2%
	予防接種	1,131,682	467,230	1,598,912	0.3%
	助産				
	介護事業	12,261,260	1,643,196	13,904,456	2.7%
	障害福祉事業				
	その他	73,304	37,967,053	38,040,357	7.5
	計	422,603,704	86,297,365	508,901,069	100.0%
介護老人保健施設輝	社会保険診療	217,198,423	80,800,726	297,999,149	76.0%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種	473,372	70,500	543,872	0.1%
	助産				
	介護事業	67,873,385	14,364,982	82,238,367	21.0%
	障害福祉事業				
	その他	178,000	11,250,758	11,428,758	2.9%
	計	285,723,180	106,486,966	392,210,146	100.0%
居宅介護支援事業所 輝	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	4,772,980	0	4,772,980	100.0%
	障害福祉事業				
	その他				
	計	4,772,980	0	4,772,980	100.0%

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
合 計	社会保険診療	8,128,761,650	983,324,737	③ 9,112,086,387	⑪89.6%
	労災保険診療	225,336,542		④ 225,336,542	⑫2.2%
	健康診査	209,479,671	122,675,510	⑤ 332,155,181	⑬3.3%
	予防接種	9,435,010	3,603,280	⑥ 13,038,290	⑭0.1%
	助産			⑦ 0	⑮0.0%
	介護事業	115,219,521	20,918,259	⑧ 136,137,780	⑯1.3%
	障害福祉事業			⑨ 0	⑰0.0%
	その他	181,477,264	163,929,751	⑩ 345,407,015	3.4%
	計	8,869,709,658	1,294,451,537	10,164,161,195	100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	210,164,822 円	学校保健安全法	円
船員保険法	696,906 円	母子保健法	円
国民健康保険法	40,957,402 円	労働安全衛生法	4,588,232 円
国家公務員共済組合法	8,526,065 円	高齢者の医療の確保に関する法律	6,507,894 円
地方公務員等共済組合法	60,687,880 円		
私立学校教職員共済法	25,980 円		
計	321,059,055 円	計	11,096,126 円
		健康診査に係る収入合計	⑮ 332,155,181 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑮と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	7,939,423 円	麻疹	3,000 円
臨時接種	4,037,553 円	風しん	67,833 円
		インフルエンザ	984,481 円
		おたふくかぜ	6,000 円
計	11,976,976 円	計	1,061,314 円
		予防接種に係る収入合計	①⑨ 13,038,290 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が①⑨と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	②⑩ 件	②⑪ 円
分娩件数 (②⑩) × 50 万円		②⑫ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が②⑪又は②⑫の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	23,965,307 円	居宅サービス事業	101,586,046 円
地域密着型サービス事業	0 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	4,910,081 円	介護予防サービス事業	5,676,346 円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	28,875,388 円	計	107,262,392 円
		介護事業に係る収入合計	②⑬ 136,137,780 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が②⑬と一致すること。

8. 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	② 円

（記載上の注意事項）

- ⑨が②と一致すること。

9. 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

1.0 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
鈴鹿回生病院	7,366,518,778	3,299,535,216	411,566,525	7,411,101,741	99.4%
鈴鹿回生病院 附属クリニック	1,226,371,452	448,641,874	309,072,563	757,714,437	161.9%
長島回生病院	630,164,793	352,359,024	273,824,847	626,183,871	100.6%
亀山回生病院	508,901,069	296,413,164	213,862,485	510,275,649	99.7%
介護老人保健施設輝	392,210,146	231,641,711	195,939,434	427,581,145	91.7%
合 計	②⑤10,124,166,238	4,628,590,989	5,104,265,854	②⑥9,732,856,843	104.0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計②⑤が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計②⑥が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 峰和会 理事長 荒木 朋浩

住所：三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	鈴鹿回生病院
施設の所在地	三重県鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1
管轄保健所名	三重県鈴鹿保健所

1 診療科目

科 目	内科	外科	整形外科	婦人科	脳神経外科	心臓血管外科
	呼吸器外科	泌尿器科	放射線科	リハビリテーション科	麻酔科	小児科
	耳鼻咽喉科	循環器内科	脳神経内科	腎臓内科	血液内科	消化器内科
	消化器外科	精神科				

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

[illegible]

○「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1)総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	19.9	3.2			84.0		1.0							108.1
実人員	64	22	24	24	255		4	17	13	8	62		36	529
内特殊関係者	5				1						1			7

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		38		2		2
	オンコール				3		3
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内		1				
	オンコール						
薬剤師	病院内		19		1		1
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		13		2		1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		14		1		1
	オンコール						
看護師	病院内	2	119	2	25	3	50
	オンコール			6		5	
合 計	病院内	2	203	2	31		55
	オンコール			6	4		4
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	2	23	2	2		1
	オンコール			6	4	5	4
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置をすべて含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
---	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分（複数の基準に該当する場合はその全て）及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所では対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）

又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 2 (災害医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数]

○ 添付書類 1-1 (救急医療) 又は 添付書類 1-2 (救急医療) に記載し、提出 (添付資料を含む。) すること。

[DMAT 研修等の実績]

参加者の役職名	訓 練 又 は 研 修		
	実 施 者 名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度における防災訓練 (都道府県又は国) 又は研修 (DMAT 研修) の参加状況を記載すること。

添付資料

○ 訓練又は研修に参加したことを証明する書類 (修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し (個人名欄は消去すること。))

[都道府県又は国からの災害派遣チーム (DMAT) の派遣要請への対応]

派遣要請日時	派遣先 (被災地)	派 遣 者 数	派遣要請拒否の理由

(記載上の注意事項)

○ 過去の派遣要請への対応について記載すること。(過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。)

○ 派遣者数は、医師〇名、看護師〇名のように記載すること。

様式第三号

法人名 社会医療法人峰和会
所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号	A34
-----------	-----

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	10,541,577 千円
2. 負 債 額	7,415,007 千円
3. 純 資 産 額	3,126,570 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,770,097
B 固 定 資 産	5,771,480
C 資 産 合 計 (A + B)	10,541,577
D 負 債 合 計	7,415,007
E 純 資 産 (C - D)	3,126,570

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第九の一号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 1 1 2 番の 1

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,323,521		2,323,521			2,323,521
給与費	5,338,607		5,338,607	66,187		5,404,794
委託費	693,878		693,878	1,829		695,708
経費	530,855		530,855	14,083		544,938
売上原価						
その他の事業費用	845,996		845,996	5,616		851,612
計	9,732,857		9,732,857	87,715		9,820,572

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 1 1 2 番の 1

事業費用明細表
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	1,303,790	
その他材料費	1,019,732	2,323,521
II 給与費		
給料	3,986,284	
賞与	705,326	
退職給付費用	104,275	
その他給与費	608,908	5,404,794
III 委託費		
検査委託費	58,845	
給食委託費	247,694	
寝具委託費	16,035	
その他委託費	373,135	695,708
IV 経費		
福利厚生費	20,421	
水道光熱費	167,685	
その他経費	356,831	544,938
V 売上原価		
VI その他の事業費用		
減価償却費	419,984	
その他事業費用	431,628	
		851,612
事業費用計		9,820,572

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I から VI の中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☒	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
☒	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付書類を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の述べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の述べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の述べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☒	書類付表 1 (理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○	
☒	書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
☒	書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
☒	添付書類 8 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載 ((3) を除く。) がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☒ 関係事業者との取引状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

様式第七号

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,300,000	650,000	1.6	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	926,621	250,000	0.8	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	4,417,310	4,150,000	1.6	2028.12.31
その他の有利子負債				
合 計	6,643,931	5,050,000	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

添付書類 4 (周産期医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：

住 所：

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔分娩実施件数〕

会 計 年 度	件 数	内 ハイリスク分娩管理 加算の算定件数
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件	件
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件	件
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件	件
合 計	件	件
3 会計年度平均	件	—

(記載上の注意事項)

- 終了した 3 会計年度における分娩実施件数を記載すること。

〔母体搬送件数〕

会 計 年 度	件 数
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件
平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	件
合 計	件
3 会計年度平均	件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における母体搬送件数を記載すること。

添付資料

- 母体搬送件数明細表
- 母胎搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

母体搬送件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

法人名 社会医療法人緑和会

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番の1

※医療法人修理番号

A34

純資産変動計算書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

	基金	利益剰余金		評価・換算差額等				純資産合計
		設立等積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和 5 年 4 月 1 日 残高	0	87,954	2,784,942	2,872,896	-22,117		-22,117	2,850,779
会計年度中の変動額	0	0	261,192	261,192	14,600	0	14,600	275,791
当期純利益			261,192	261,192	14,600		14,600	275,791
				0			0	0
				0			0	0
会計年度中の変動額合計	0	0	261,192	261,192	14,600	0	14,600	275,791
令和 6 年 3 月 31 日 残高	0	87,954	3,046,133	3,134,088	-7,518	0	-7,518	3,126,570

1. 純資産の変動事由及び金額の出處は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
 2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。
 3. 積立金及び純資産の各会計科目の記載は省略することができる。

添付書類 5 (小児救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

5

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	A 件	件
内 時間外加算の算定件数	件	① 件	件
内 休日加算の算定件数	件	② 件	件
内 深夜加算の算定件数	件	③ 件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	④ 件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	B 件	件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の算定件数	件	件	件
内 休日加算の算定件数	件	件	件
内 深夜加算の算定件数	件	件	件
内 時間外加算の特例の算定件数	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件	件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

診療報酬などに関する規定

社会医療法人峰和会

第1条 社会医療法人峰和会（以下病院という）の診療報酬及び使用料、利用料はこの規定の定めるところによる。

第2条 (1) 病院の診療報酬の額は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の医科診療報酬点数表及び高齢者医療確保法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の医科診療報酬点数表に依り算定して得た額とする。

(2) 保険証を持参せず又は健康保険法の適用を受ける事のできない者（自殺未遂）に対する診療費の算定も又同じ。

第3条 貧困の為本人の支払額の負担が困難と認める者については事情を調査し福祉事務所、民生委員等の関係施設と協議の上各法に基づき請求を行う。又診療費の支払い方法を考慮する事がある。

第4条 診療報酬点数表に定めない手数料などについては次の通りとする。

1. 公害健康被害者、労災患者、予防接種による健康被害者の診療報酬は法令等の規定に基づいて算定される額。
2. 文書料は別紙料金表による。
3. 使用料、利用料については別紙の通りとする。
4. 予防接種料金は鈴鹿市の公定料金を参考とする。
5. 人間ドック、健康診断の料金については原則として医科診療報酬点数表により算出し病院で定めた料金とする。
6. その他、料金を定める場合は鈴鹿市、医師会、医科診療報酬点数表が定める料金を参考とする。

第5条 この規定施行に際し必要な事項は病院長が定める。

附 則 この規定は、平成8年2月26日に策定し、平成8年3月26日から施行する。

この規定の改正は、平成13年1月8日から施行する。

この規定の改正は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

医療費及び室料差額の取扱いについて

診療報酬などに関する規定に基づき次の通り取扱うこととする。

1. 医療費について

(1) 健康保険被保険者証使用の場合

医科診療報酬点数表を適用する。

(2) 労災の場合

労災保険指定医療機関療養担当規定による。

(3) その他の自費

①自動車賠償責任保険を使用する場合は、県内慣行料金による。

②自動車賠償責任保険以外は医科診療報酬点数表により算定した額

③産婦人科の保険外診療については、日本産婦人科学会の協定料金による。

④予防接種、人間ドック、健康診断等については診療報酬に関する規定の第4条3・4・5により算定した額とする。

2. 室料差額について

(1)診療上の必要があつて、個室を専用させた場合は室料差額は徴収しない。

添付書類 1 - 3 (精神科救急医療)

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[時間外等診療件数]

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による 再診料 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	① 件
休日加算の算定件数	件	件	件	② 件
深夜加算の算定件数	件	件	件	③ 件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	④ 件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		⑤ 件
時間外等診療件数 (①+②+③+④+⑤)				⑥ 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における時間外等診療件数を記載すること。
- 「上記以外の時間外等入院患者数」については、①～④以外であって、初診に引き続いて入院した患者数を初診料 (A) の欄へ計上し、再診に引き続いて入院した患者数を再診料 (B) の欄へ計上すること。

添付資料

- 時間外等診療件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類 (救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 3 3 条の 7 の規定に基づく応急入院指定病院である旨を証明する書類 (指定書等の写し) を添付すること。

〔精神科救急医療圏〕

精神科救急医療圏名	人 口
	⑦ 人 (統計表名)
人口1万人対時間外等診療件数 (⑥/⑦×10,000)	人
国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。）を受けて休業した日数（※）	⑧ 日
7. 5－⑧×0. 02÷3	

(記載上の注意事項)

- 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合
計数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑧ 日

時間外等診療件数明細表

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
-----	--------------	--------------	----------------	----------------

時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(合 計)

区 分	初 診 料 (A)	再 診 料 (B)	内 電話等による再診 (C)	合 計 (A+B-C)
時間外加算の算定件数	件	件	件	件
休日加算の算定件数	件	件	件	件
深夜加算の算定件数	件	件	件	件
時間外加算の特例の算定件数	件	件	件	件
上記以外の時間外等入院患者数	件	件		件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

医療法人整理番号 A34

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			10,124,166
2 事業費用			
(1) 事業費	9,732,857		
(2) 本部費	0		9,732,857
本来業務事業利益			391,309
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			39,995
2 事業費用			87,715
附帯業務事業損失			47,720
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			343,589
II 事業外収益			
受取利息	2,421		
その他の事業外収益	72,188		74,609
III 事業外費用			
支払利息	80,645		
その他の事業外費用	57,867		138,512
経常利益			279,686
IV 特別利益			
固定資産売却益	621		
その他の特別利益	783		1,404
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	19,701		19,701
税引前当期純利益			261,389
法人税・住民税及び事業税	197		
法人税等調整額	0		197
当期純利益			261,192

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 社会医療法人峰和会
 所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

※医療法人整理番号 A34

貸借対照表
 令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,770,097	I 流動負債	2,283,693
現金及び預金	2,987,758	支払手形	0
事業未収金	1,614,710	買掛金	484,083
有価証券	0	短期借入金	650,000
たな卸資産	134,093	未払金	261,363
前渡金	846	未払費用	248,958
前払費用	12,049	未払法人税等	0
その他の流動資産	20,641	未払消費税等	6,078
		前受金	0
		預り金	0
		前受収益	1,051
		その他引当金	0
		その他の流動負債	632,160
II 固定資産	5,771,480		
1 有形固定資産	5,524,474	II 固定負債	5,131,314
建物	3,442,254	医療機関債	0
構築物	31,063	長期借入金	4,150,000
医療用器械備品	410,482	繰延税金負債	0
その他の器械備品	148,690	その他引当金	981,314
車両及び船舶	4,671	その他の固定負債	0
土地	1,476,594		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	10,720		
2 無形固定資産	79,105	負債合計	7,415,007
借地権	796	純資産の部	
ソフトウェア	75,274	科目	金額
その他の無形固定資産	3,035	I 基金	0
3 その他の資産	167,901	II 積立金	3,134,088
有価証券	61,013	代替基金	0
長期貸付金	0	繰越利益積立金	3,046,134
保有医療機関債	0	その他積立金	87,954
その他長期貸付金	0		
役職員等長期貸付金	86,620	III 評価・換算差額等	-7,518
長期前払費用	4,878	その他有価証券評価差額金	-7,518
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	15,390	純資産合計	3,126,570
資産合計	10,541,577	負債・純資産合計	10,541,577

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

- 1 継続事業の前提に関する事項
- 2 資産の評価基準及び評価方法
- 3 固定資産の減価償却の方法
- 4 引当金の計上基準
- 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
- 6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
- 7 重要な会計方針を変更した旨等
- 8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

9 担保に供されている資産に関する事項

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

12 重要な後発事象に関する事項

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

6 土地の明細

住所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
三重県鈴鹿市国府町112番地の1	45,089.48㎡		45,089.48㎡	鈴鹿回生病院
三重県鈴鹿市国府町112番地の2	5,627.00㎡		5,627.00㎡	鈴鹿回生病院附属クリニック
三重県亀山市東御幸町2 3 2番地	3,706.28㎡		3,706.28㎡	亀山回生病院
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2番地	959.00㎡		959.00㎡	長島回生病院
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2482番地	2,918.63㎡		2,918.63㎡	介護老人保健施設 輝
三重県北牟婁郡紀北町東長島 58番地	2,451.39㎡	2,451.39㎡		陽だまりの家
三重県鈴鹿市国府町57番地9	7,681.10㎡		7,681.10㎡	病院隣接地
三重県鈴鹿市国府町80番地1	16,881.00㎡		16,881.00㎡	病院隣接地 駐車場
三重県鈴鹿市白子2990番3	976.82㎡	976.82㎡		看護宿舎
三重県北牟婁郡紀北町東長島 6番地1	298.31㎡	298.31㎡		長島回生病院 管理棟
三重県北牟婁郡紀北町東長島 8番地5	606.70㎡		606.70㎡	病院前院宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2482番地5	236.38㎡		236.38㎡	居宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2459番地52	959.83㎡		959.83㎡	長島回生病院 院宅
三重県北牟婁郡紀北町東長島 2459番地47	374.79㎡		374.79㎡	介護老人保健施設 「輝」 職員寮

第 50 会計年度
独立監査人の監査報告書

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

社会医療法人 峰和会

独立監査人の監査報告書

令和6年5月30日

社会医療法人峰和会
理事会 御中

樋口活介公認会計士事務所
東京都港区
公認会計士

樋口 活介

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人峰和会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第50会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針の記載及び貸借対照表等に関する注記4に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便的な処理を採用している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計 算 書 類

第 50 会計年度

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

社会医療法人 峰和会

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,770,097	I 流 動 負 債	2,283,693
現金及び預金	2,987,758	買 掛 金	484,083
事業未収金	1,614,710	短 期 借 入 金	650,000
たな卸資産	134,093	一年以内返済予定長期借入金	250,000
前 渡 金	846	未 払 金	261,363
前 払 費 用	12,049	未 払 費 用	248,958
その他の流動資産	30,931	未 払 消 費 税 等	6,078
貸倒引当金	△ 10,290	前 受 収 益	1,051
II 固 定 資 産	5,771,480	賞 与 引 当 金	280,399
1 有 形 固 定 資 産	5,524,474	従 業 員 預 り 金	101,711
建 物	3,442,254	その他の流動負債	50
構 築 物	31,063		
医療用器械備品	410,482	II 固 定 負 債	5,131,314
その他の器械備品	148,690	長 期 借 入 金	4,150,000
車両及び船舶	4,671	退職給付引当金	981,314
土 地	1,476,594		
その他の有形固定資産	10,720		
2 無 形 固 定 資 産	79,105	負 債 合 計	7,415,007
借 地 権	796		
ソフトウェア	75,274	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	3,035	科 目	金 額
3 その他の資産	167,901	I 積 立 金	3,134,088
投資有価証券	61,013	設 立 等 積 立 金	87,954
役員等長期貸付金	86,620	繰越利益積立金	3,046,134
長期前払費用	4,878		
その他固定資産	15,390	III 評価・換算差額等	△ 7,518
		その他有価証券評価差額金	△ 7,518
		純 資 産 合 計	3,126,570
資 産 合 計	10,541,577	負債・純資産合計	10,541,577

様式4-1

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

損 益 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,124,166
2 事業費用		
(1)事業費	9,732,857	
(2)本部費	-	9,732,857
本来業務事業利益		391,309
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		39,995
2 事業費用		87,715
附帯業務事業損失		47,720
事業利益		343,589
II 事業外収益		
受取利息	2,421	
その他の事業外収益	72,188	74,609
III 事業外費用		
支払利息	80,645	
その他の事業外費用	57,867	138,512
経常利益		279,686
IV 特別利益		
固定資産売却益	621	
その他の特別利益	783	1,404
V 特別損失		
その他の特別損失	19,701	19,701
税引前当期純利益		261,389
法人税・住民税及び事業税	197	197
当期純利益		261,192

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
時価のあるものについては時価法によっております。
- (2) たな卸資産
最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、簡便法により、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。
- (2) 補助金の会計処理
補助金等については、交付決定がされた日の属する事業年度に収益として計上しております。

ます。ただし、その補助金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した日の属する事業年度に収益として計上しております。

なお、固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、直接減額方式により圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額(千円)
建物	3,435,736
土地	1,476,593
有価証券	60,248
計	4,972,578

担保に係る債務

科目	金額(千円)
短期借入金	650,000
長期借入金（一年以内返済予定を含む）	3,750,000
計	4,400,000

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理したファイナンス・リース取引 (千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	137,633	20,146
その他の器械備品	208,008	85,088
車両運搬具	3,676	410
ソフトウェア	19,314	10,064
計	368,632	115,711

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,902,923千円

(3) 補助金等の内訳
主な補助金等

(千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	新型コロナウイルス感染症 対策事業補助金	三重県	243,605	28,441
2	鈴鹿市医療機器整備事業補 助金	鈴鹿市	50,000	—
3	物価高騰対策支援補助金	三重県・鈴鹿市	38,151	19,000

様式2

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	10,541,577 千円
2. 負 債 額	7,415,007 千円
3. 純 資 産 額	3,126,570 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,770,097
B 固 定 資 産	5,771,480
C 資 産 合 計 (A+B)	10,541,577
D 負 債 合 計	7,415,007
E 純 資 産 (C-D)	3,126,570

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	1,782,339,677 円				2,987,757,034 円
現金及び預金					2,987,757,034 円
事業未収金	1,614,710,490 円				円
有価証券					0 円
たな卸資産	134,093,419 円				円
前渡金	845,954 円				円
前払費用	12,049,273 円				円
その他の流動資産	30,930,541 円				円
貸倒引当金	-10,290,000 円				円
固定資産	5,610,987,345 円	円	円	円	160,493,100 円
有形固定資産	5,524,474,306 円	円			円
建物	3,442,254,347 円	円			円
構築物	31,062,980 円	円			円
医療用器械備品	410,481,942 円	円			円
その他の器械備品	148,690,477 円	円			円
車両及び船舶	4,670,864 円	円			円
土地	1,476,593,877 円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	10,719,819 円	円			円
無形固定資産	79,105,571 円	円			円
借地権	796,400 円	円			円
ソフトウェア	75,273,792 円	円			円
その他の無形固定資産	3,035,379 円	円			円
その他の資産	7,407,468 円		円	円	1,604,936,100 円
有価証券					61,012,040 円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					93,360,000 円
長期前払費用	4,878,418 円				円
繰延税金資産	円				円
その他の固定資産	2,529,050 円				12,861,060 円
資産合計	①7,393,327,022 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	3,148,250,134 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細 (別紙参照)

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細 (別紙参照)

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	

7 建物の明細 (別紙参照)

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

8 医療用器械備品の明細 (別紙参照)

[illegible]

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額(業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。)

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出(引当金にかかる支出及びホの資金を除く。)する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地(借地を含む。)を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途(例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等)を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造

2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

夜間等救急搬送件数内訳表

令和5年度

月	区分	6歳以上の件数 (A)	6歳未満の件数 (B)	合計 (A+B)
4月	消防機関の救急車による搬送件数	216	6	222
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	216	6	222
5月	消防機関の救急車による搬送件数	198	1	199
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	198	1	199
6月	消防機関の救急車による搬送件数	223	1	224
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	223	1	224
7月	消防機関の救急車による搬送件数	266	1	267
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	266	1	267
8月	消防機関の救急車による搬送件数	251	0	251
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	251	0	251
9月	消防機関の救急車による搬送件数	209	0	209
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	209	0	209
10月	消防機関の救急車による搬送件数	234	4	238
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	234	4	238
11月	消防機関の救急車による搬送件数	214	4	218
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	214	4	218
12月	消防機関の救急車による搬送件数	206	0	206
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	206	0	206
1月	消防機関の救急車による搬送件数	234	0	234
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	234	0	234
2月	消防機関の救急車による搬送件数	209	0	209
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	209	0	209
3月	消防機関の救急車による搬送件数	206	1	207
	病院等が保有する救急車による搬送件数			
	民間会社が保有する救急車による搬送件数			
	ヘリコプターによる搬送件数			
	合計	206	1	207

役員報酬規定

第1条（目的）

社会医療法人峰和会の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とし、職員部分の報酬は、別途規定する。

第2条（決定方法）

役員の報酬は、社員総会で決定する。

第3条（報酬）

役員の年間報酬の算定は、次のとおりとする。

理事長の報酬は年額 3,000,000 円とする。

常務理事の報酬は年額 500,000 円とする。

常勤理事の報酬は年額 500,000 円とする。

院外理事の報酬は年額 500,000 円とする。

監事の報酬は年額 500,000 円とする。

2 上記の年間報酬は、月割で支給する。

第4条（役位変更等の場合の報酬の取り扱い）

役位の変更があった場合の報酬は、第2条に準じた方法で決定する。

第5条（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）

計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割り計算を行わず、1か月分を支給する。

第6条（報酬の支給と控除）

役員報酬は職員給与の支給日に支給する。

2 役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

第7条（通勤手当）

役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

第8条（休職時の取り扱い）

役員が疾病の治療その他の事由によって休職するときの役員報酬の減額有無及び支給額については、社員総会によって決定する。

第9条（減額措置）

法人業績の状況その他必要に応じ、社員総会の決定に基づき、臨時に報酬の減額措置を講じることがある。

第10条（退職金）

役員の退職金については支給しない。

附 則

この規定は、令和6年4月1日より適用する。

様式第八号

法人名：社会医療法人 峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地：三重県鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
株式会社 三十三フィナンシャルグループ	28,910	60,248
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第五号

法人名 社会医療法人峰和会

※医療法人整理番号

A34

所在地 三重県鈴鹿市国府町字保子里 1 1 2 番の 1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	3,505,551	118,412	91	3,623,873		188,136	3,435,737
	建物附属設備	6,430	660		7,090		572	6,518
	構築物	26,568	8,764		35,332		4,269	31,063
	医療用器械	319,172	221,984		541,156		130,674	410,482
	その他器械	107,215	80,084		187,299		50,290	137,009
	器具備品	15,267	2,050		17,317		5,635	11,682
	車両及び船舶	7,404			7,404		2,734	4,671
	その他有形固定資産	8,110	8,014		16,124		8,404	7,720
	建設仮勘定		3,000		3,000			3,000
	土地	1,476,919		325	1,476,594			1,476,594
	計	5,472,635	442,968	416	5,915,188		390,713	5,524,474
無形 固定 資産	借地権	796			796			796
	ソフトウェア	93,160	11,384		104,544		29,270	75,274
	電話加入権	3,035			3,035			3,035
	計	96,992	11,384		108,376		29,270	79,106
その 他 の 資 産	出資金	600			600			600
	投資有価証券	46,412	14,600		61,012			61,012
	保証金	11,900	520	159	12,261			12,261
	敷金	2,283	372	126	2,529			2,529
	役員従業員長期貸付金	93,360	25,140	31,880	86,620			86,620
	長期前払費用	11,925	3,224	10,271	4,878			4,878
	繰延資産	22			22		22	0
	保険積立金							
	会員権							
	計	166,502	43,856	42,436	167,922		22	167,901

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

(書類付表 1)

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、副院長	有 ・ 無
			三重大学 臨床教授	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	有 ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	有 ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ 無
			三重・大阪脳血管障害研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ 無
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ 無
			三重県警察医	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ 無
			国際脳神経外科連合 (WFNS) 会員	有 ・ 無
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会 (AASN) 会員	有 ・ 無
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ 無
			日本脳卒中の外科学会 会員	有 ・ 無
			日本脳神経血管内治療学会 会員	有 ・ 無
			スパズムシンポジウム 会員	有 ・ 無
			日本頭痛学会 会員	有 ・ 無
			日本脳ドック学会 会員	有 ・ 無
			AMAT 隊員	有 ・ 無
			三重県災害医療コーディネーター	有 ・ 無
常務理事	加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	有 ・ 無
			日本スポーツ協会 スポーツドクター	有 ・ 無
			日本医師会 健康スポーツ医	有 ・ 無
			日本臨床スポーツ医学会 代議員	有 ・ 無
			山二産業株式会社 代表取締役	有 ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
常務理事	加藤 公		三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	㊟ ・ 無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有 ・ ㊟
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有 ・ ㊟
			三重県医師会 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、労災・自動車保険対策委員会 委員	㊟ ・ 無
理事	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	㊟ ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	㊟ ・ 無
	馬場 優		長島回生病院 院長	㊟ ・ 無
			紀北医師会 会員	㊟ ・ 無
			日本消化器病学会 会員、消化器病専門医、指導医	有 ・ 無
			日本肝臓学会 会員、肝臓専門医	有 ・ 無
			日本糖尿病学会 会員、専門医	㊟ ・ 無
			日本内科学会 会員、認定医	㊟ ・ 無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	㊟ ・ 無
			日本外科学会 専門医	㊟ ・ 無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	㊟ ・ 無
			日本肝臓学会 専門医	㊟ ・ 無
			日本消化器病学会 専門医、指導医	㊟ ・ 無
			日本救急医学会 ICD	㊟ ・ 無
			三重大学医学部 臨床教授	㊟ ・ 無
			東海外科学会 特別会員	有 ・ ㊟
			鈴鹿市医師会 会員	㊟ ・ 無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	㊟ ・ 無
			障害者相談支援センター 嘱託医	㊟ ・ 無
			三重県老人保健施設協会 理事	㊟ ・ 無
			独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 名誉院長	㊟ ・ 無
			三重中央看護学校 講師	㊟ ・ 無
			公益社団法人久居一志地区医師会 会員	㊟ ・ 無
	岡 宏次		鈴鹿回生病院 院長	㊟ ・ 無
			日本内科学会東海地方会 評議員	㊟ ・ 無
			日本血液学会 専門医、指導医、評議員	㊟ ・ 無
			日本輸血・細胞治療学会東海支部 評議員	㊟ ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事	岡 宏次		三重大学医学部 臨床教授	有 ・ 無
	齋藤 蒼宏		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無
			NPO 法人みえ循環器・腎疾患ネットワーク理事	有 ・ 無
	森田 哲正		鈴鹿回生病院 副院長	有 ・ 無
			日本肘関節外科学会 代議員	有 ・ 無
			日本マイクロサージャリー学会 評議員	有 ・ 無
			中部整形外科災害外科学会 代議員	有 ・ 無
	横田 和美		鈴鹿回生病院 看護部長	有 ・ 無
			三重県看護協会感染管理顧問看護管理	有 ・ 無
	西村 清之		鈴鹿回生病院 事務長	有 ・ 無
監事	室木 徹亮		三重総合法律事務所 弁護士	有 ・ 無
	亀井 秀樹		鈴鹿市社会福祉協議会 会長	有 ・ 無
社員	荒木 朋浩		鈴鹿回生病院 理事長、副院長	有 ・ 無
			三重大学 臨床教授	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科 非常勤講師	有 ・ 無
			日本脳神経外科学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳卒中学会 評議員	有 ・ 無
			日本脳神経外科救急学会 評議員	有 ・ 無
			東海くも膜下出血研究会 世話人	有 ・ 無
			三重・大阪脳血管障害研究会 世話人	有 ・ 無
			三重脳卒中医療連携研究会 幹事	有 ・ 無
			MNC脳神経セミナー 世話人	有 ・ 無
			三重大学脳神経外科集談会 運営委員	有 ・ 無
			三重県警察医	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会 会員	有 ・ 無
			鈴鹿市医師会災害医療委員、かかりつけ医のための勉強会企画委員	有 ・ 無
			国際脳神経外科連合（WFNS）会員	有 ・ 無
			アジアオーストラレイシア脳神経外科学会（AASN）会員	有 ・ 無
			日本脳神経外科コンgres 会員	有 ・ 無
			日本脳卒中の外科学会 会員	有 ・ 無
			日本脳神経血管内治療学会 会員	有 ・ 無
			スバズムシンポジウム 会員	有 ・ 無
			日本頭痛学会 会員	有 ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	荒木 朋浩		日本脳ドック学会 会員	有①・無
			AMAT 隊員	有・無②
			三重県災害医療コーディネーター	有・無②
	加藤 公		鈴鹿回生病院 附属クリニック院長	有①・無
			日本スポーツ協会 スポーツドクター	有①・無
			日本医師会 健康スポーツ医	有①・無
			日本臨床スポーツ医学会 代議員	有①・無
			三重県スポーツ協会 副会長、医科学委員会 委員	有①・無
			山二磁業株式会社 代表取締役	有①・無
			三重県スポーツ振興委員会 委員	有・無②
			三重県競技力向上対策委員会 委員	有・無②
			三重県医師会 スポーツ医学・健康教育委員会 委員、労災・自動車保険対策委員会 委員	有①・無
	長谷川 静生		亀山回生病院 院長	有①・無
			鈴鹿市医師会 会員	有①・無
	馬場 優		長島回生病院 院長	有①・無
			紀北医師会 会員	有①・無
			日本消化器病学会 会員、消化器病専門医、指 導医	有①・無
			日本肝臓学会 会員、肝臓専門医	有①・無
			日本糖尿病学会 会員、専門医	有①・無
			日本内科学会 会員、認定医	有①・無
	富田 隆		鈴鹿回生病院 統括診療部長	有①・無
			日本外科学会 専門医	有①・無
			日本消化器外科学会 認定医、指導医	有①・無
			日本肝臓学会 専門医	有①・無
			日本消化器病学会 専門医、指導	有①・無
			日本救急医学会 ICD	有①・無
			三重大学医学部 臨床教授	有①・無
			東海外科学会 特別会員	有・無②
			鈴鹿市医師会 会員	有①・無
	森本 保		介護老人保健施設 輝 施設長	有①・無
			障害者相談支援センター 嘱託医	有①・無
			三重県老人保健施設協会 理事	有①・無

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
社員	森本 保		独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 名誉院長	㊦ ・ 無
			三重中央看護学校 講師	㊦ ・ 無
			公益社団法人久居一志地区医師会 会員	㊦ ・ 無